システム利用規約

令和 8 年 9 月 4 日制定

本件規約には、本件システムの利用条件が定められています。本件システムのご利用に関しては、本件規約が適用されます。

第1条　用語の定義

本件規約における以下の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 「本件規約」とは、このシステム利用規約をいいます。

(2) 「本会」とは、［一般社団法人日本毒性学会］をいいます。

(3) 「本件システム」とは、本会が提供する WEB 上のシステムをいいます。

(4) 「システム提供サイト」とは、本件システムが提供される WEB サイトをいいます。

(5) 「システム利用者」とは、本件システムの利用者をいいます。

(6) 「登録情報」とは、システム利用者がシステム提供サイトに登録したシステム利用者に関する情報をいいます。

(7) 「ログイン情報」とは、登録情報のうち、システム利用者が本件システムを利用するために用いる ID とパスワードの組合わせをいいます。

(8) 「登録情報」とは、システム利用者が本件システムに登録し、または本件システムに関して本会に送信もしくは提供した写真、画像、動画、文章その他の内容をいいます。

第2条　本件システムについて

1. 本件システムは、システム提供サイトに掲載されている内容のとおりです。
2. 本会は、自らの判断により、随時本件システムの内容を変更することができます。
3. システム利用者は、本会による本件システムの内容の変更について異議を唱え、または損害賠償その他の請求を行うことはできません。

第3条　本件システムの登録

1. 本件システムの利用を希望する者は、システム提供サイトから本会所定の情報を送信することにより、本件システムの利用申込（以下、本条において「システム利用申込」といいます。）を行うことができます。
2. 本会は、システム利用申込に承諾しない場合があります。この場合において、本会

は、その理由を開示する義務を負いません。

3. システム利用申込者は、システム利用申込に際して不正確な情報または虚偽の情報を送信してはなりません。
4. システム利用者は、登録情報に変更が生じた場合、速やかにシステム提供サイト上で変更内容を登録しなければなりません。
5. 登録情報の誤りまたは変更の遅延その他の不備により、本件システムの利用に支障が生じた場合であっても、本会は当該支障について責任を負いません。

第4条　本件システムの利用方法

1. システム利用者は、ログイン情報を用いてシステム提供サイトにログインすることにより、本件規約の定めに従って本件システムを利用することができます。
2. システム利用者は、ログイン情報がシステム利用者以外の方に漏洩し、または冒用されることのないよう、第三者から推測されにくいパスワードを設定するとともに、ログイン情報が漏洩しないよう適切に管理しなければなりません。
3. システム利用者は、システム利用者のログイン情報が用いられてログインされた場合、本会が当該ログイン後の操作をシステム利用者による操作であるとみなすことにあらかじめ同意します。
4. システム利用者が本件システムを利用するために必要な端末、通信機器、ソフトウェア、インターネットへの接続に関する契約等の準備は、システム利用者が自己の費用と責任において準備しなければなりません。
5. 本会は、システム利用者による本件システムの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

第5条　禁止事項

1. システム利用者は、本会が別途明示的に許可した場合を除き、本件システムに関し、以下の各号の行為を行ってはなりません。

(1)　法令に違反する行為

(2)　本件規約に違反する行為

(3)　本会または第三者に不当に不利益または損害を生じさせる行為

(4)　本件システムの各機能の目的外利用

(5)　本件システムを通常利用する際に用いられる方法とは異なる方法（自動化、スクレイピングを含みます。）による本件システムの利用

(6)　本会または第三者の知的財産権侵害

(7) 本会または第三者に関するプライバシーもしくは肖像権の侵害

(8) 本会または第三者の秘密情報の漏洩

(9) 本件システムにログインすることで閲覧できる情報の第三者提供

(10) 本人の同意を得ない第三者の個人情報の提供

(11) 本会または第三者に対する誹謗中傷

(12) 本会または第三者の名誉または信用の毀損

(13) 本会または第三者へのなりすまし

(14) 第三者のログイン情報の利用

(15) 本件システムの提供に用いられるシステムに記録された情報の改ざんまたは消去

(16) 有害なコンピューター・プログラム等の送信、または本会もしくは第三者のリクエストに応じて送信可能な状態におくこと

(17) 選挙の事前運動、選挙運動（これらに類似する行為を含みます。）または公職選挙法に抵触する行為

(18) 他のシステム及び商品等並びに団体及び組織等の広告、宣伝または勧誘

(19) 本会による本件システムの提供その他の業務の妨害

(20) 第三者による本件システムの利用の妨害

(21) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報の送信

(22) 本件システムの提供に用いられているサーバーに過度な負荷をかける行為

(23) 本件システムの提供に用いられるシステムに設定されたアクセス制御機能の解除または回避その他の不正アクセス

(24) 本件システムに用いられるソフトウェアの複製、修正、転載、改変、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳または解析

(25) 詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）による本会または第三者からの情報の取得

(26) 本会に対する過度に長時間の架電、同様の問い合わせの過度の繰り返し、または義務や理由のない対応の強要

(27) 機器の販売、情報の提供、ハイパーリンクの設定等により上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

(28) 上記各号のいずれかに該当するおそれがある行為

(29) 上記各号のいずれかを試みる行為

(30)　その他本会が不適当と判断した行為

2. システム利用者は、本会が別途明示的に許可した場合を除き、本件システムに、以下のコンテンツを登録してはなりません。

(1)　システム利用者が本件システムに登録する権限を持たない情報

(2)　公序良俗に反する情報

(3)　犯罪、自殺、自傷等を助長し、誘発するおそれのある情報

(4)　過度に残虐または性的な情報

(5)　他のシステム利用者に不快感を与える情報

(6)　差別的な情報

(7)　虚偽、不正確または実態と異なる情報

(8)　本件システムの性質に鑑みて不適切な情報

(9)　本会が別途提示する登録情報に関するガイドラインに抵触する情報

(10)　特定の個人を識別できる個人に関する情報（当該個人が本件システムへの登録並びに本件システムにおける掲載及び配信等に適法かつ適切に同意している場合は除きます。）

(11)　上記各号のいずれかに該当するおそれがある情報

(12)　その他本会が不適当と判断した情報

第6条　登録情報

1. システム利用者は、本件システムの開発、提供、維持及び改善のために、登録情報を利用（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案を含みます。以下同じ。）し、またその利用を他のシステム利用者その他の第三者に許諾する権利を、本会に対して無償かつ非独占的に許諾します。
2. システム利用者は、登録情報に関し、本会及び本会の指定する者に対して、著作者人格権を行使しません。
3. 本会は、自らの判断により登録情報の全部もしくは一部を削除もしくは非公開化し、または登録情報に対して補足及び修正等を行うことができるものとします。
4. 本会は、登録情報が消去されないよう保持する義務を負いません。
5. 本会は、システム利用契約の終了後も、登録情報を削除する義務を負いません。

第7条　個人情報の取扱い

システム利用者は、本会がプライバシーポリシーの定めに従ってシステム利用者の個人情報を取り扱うことに同意します。

第8条　統計化情報の利用

システム利用者は、本会が、システム利用者の情報及びシステム利用者による本件システムの利用状況について、特定の個人を識別できないよう統計的に処理した上で自ら利用し、また第三者に提供することに同意します。

第9条　本件システムに関する権利

本件システムに含まれる登録情報及び登録情報以外のコンテンツ及び情報等に関する知的財産権その他の権利は、本会または本会の指定する第三者に帰属しています。

第10条 本件システムの提供の停止等

本会は、以下のいずれかの場合には、損害賠償その他の義務を負うことなく、一時的に本件システムの全部または一部の提供を停止できるものとします。

(1)　本件システムを提供するための設備の保守または点検等を行う場合

(2)　火災、停電等により本件システムの提供に支障が生じた場合

(3)　地震、噴火、洪水、津波等の天災により本件システムの提供に支障が生じた場合

(4)　戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、感染症の蔓延、緊急事態宣言の発出等により本件システムの提供に支障が生じた場合

(5)　本件システムの運用上または技術上の理由により、本会が本件システムの提供を一時的に延期または中断する必要があると判断した場合

第11条　利用制限等

1.　本会は、システム利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、システム利用者に事前に通知することなく、本件システムへのログインの停止、登録情報の全部もしくは一部の非公開化または削除、本件システムの全部もしくは一部の提供の停止、またはシステム利用契約の解除等の措置（以下、本条において「利用制限措置」といいます。）を講じることができるものとします。

(1)　本会がシステム利用者に対して発信した回答を求める連絡後 1 ヶ月以内に、本会が指定した方法による返信がない場合

(2)　登録情報に含まれるシステム利用者の連絡先宛ての連絡がシステム利用者に到達せず、または受領拒否もしくは返送された場合

(3) 12ヶ月以上本件システムにログインしていない場合

(4) 本件規約に違反し、またはそのおそれがある場合

(5) 前各号の他、利用制限措置を講じる必要があると本会が判断した場合

2. 本会が第1項に基づき利用制限措置を講じたことにより、システム利用者に損害が発生した場合であっても、本会は当該損害について一切責任を負いません。

第12条 システム利用者によるシステム利用契約の解約

システム利用者は、システム提供サイト上での登録解除手続その他の本会が別途指定する契約解除手続を行うことにより、いつでもシステム利用契約を終了させることができます。

第13条 不保証

1. 本会は、本件システムを通じてシステム利用者に提供される情報に関し、その完全性、正確性、特定の目的との適合性、有用性、安全性、確実性等について保証しません。
2. 本会は、本件システムが停止することなく継続的に提供され続けることを保証しません。

第14条 免責

1. 本会は、天災地変、戦争、暴動、内乱、延焼による火災、洪水、法令の改廃制定、停電、公権力の介入、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延、緊急事態宣言の発令その他本会の責めに帰すべからざる事由より生じたシステム利用契約上の義務の不履行について、損害賠償責任その他一切の責任を負いません。
2. システム利用契約に関して本会がシステム利用者に対して負う損害賠償責任の対象には、特別損害、間接損害、付随的損害、将来の損害、逸失利益にかかる損害は含まないものとします。ただし、当該損害が本会の故意または重過失によって生じた場合には、本項の規定は適用されません。

第15条 連絡・通知

1. システム利用者は、本会からシステム利用者への連絡及び通知等は、本会が指定する方法により行われることに同意します。
2. システム利用者は、本会が、登録情報に含まれる電子メールアドレスその他の連絡

先に連絡または通知等を発した場合、当該連絡または通知等が通常到達すべき期間の経過をもって、当該連絡及び通知等はシステム利用者に到達したものとみなされることに同意します。

第16条 反社会的勢力等の排除

1. 両当事者は、本件契約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなってから5年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び、次の各号の関係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約します。

(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している関係

(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の関係

(5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

2. 両当事者は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. いずれかの当事者において、上記二項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本件契約をただちに解除できるものとします。

4. 本条の規定により本件契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行いません。

第17条 システム利用契約上の地位の移転等

1. システム利用者は、システム利用契約上の地位またはシステム利用契約に関して有する権利もしくは義務について、第三者に譲渡、承継、売買、名義変更、担保設定

等をすることはできません。

2. 事業譲渡、会社分割、合併等の方法を問わず、本会が第三者に対して本件システムにかかる事業の譲渡または承継（以下「事業譲渡等」といいます。）をする場合には、本会は当該事業譲渡等に伴い、システム利用契約上の地位、システム利用契約に基づく権利及び義務並びに登録情報を取り扱う権限を、システム利用者の別段の同意を得ることなく当該事業譲渡等の譲受人に譲渡または承継することができるものとします。

第18条 義務の存続

システム利用契約が終了した場合であっても、システム利用者は、システム利用契約の終了前に発生した義務を免れません。

第19条 本件規約の変更

1. 本会は、以下の各号の場合には、システム利用者の事前の承諾を得ることなく、本件規約を変更できるものとします。この場合、本会は、事前に変更後の利用規約をシステム利用者に通知します。

(1) 本件規約の変更内容がシステム利用者の一般の利益に適合する場合

(2) 本件規約の変更がシステム利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的である場合

2. 本会は、前項に定める他、システム利用者から本件規約の変更について同意を得ることにより、本件規約を変更できるものとします。

3. 以下の各号の場合には、システム利用者は、本件規約の変更に同意したものとみなします。

(1) 本会が変更の１ヶ月以上前にシステム利用者に対して本件規約の変更案及び本件規約の変更日を通知し、本件規約の変更日までにシステム利用者から本会に対し、書面により本件規約の変更に対する反対の意思表示がなされなかった場合

(2) 本会がシステム利用者に対して本件規約の変更案及び本件規約の変更日を通知し、かつシステム利用者が当該変更日以降に本件システムを利用した場合

第20条 無効または失効不能の解釈

本件規約の条項の一部が無効または執行不能とされた場合であっても、無効または執行不能とされた部分以外の条項は継続して効力を有します。

第21条 準拠法

本件規約は、日本法に準拠して解釈されます。

第22条 合意管轄

本件規約またはシステム利用契約に関するシステム利用者と本会との間の訴訟については、仙台地方裁判所または、仙台簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 存続規定

システム利用契約の終了後も、第 6 条（登録情報）、第 8 条（統計化情報の利用）、第 14 条（免責）、第 15 条（連絡・通知）、第 17 条（システム利用契約上の地位の移転等）、第 18 条（義務の存続）、第 20 条（無効または失効不能時の解釈）、第 21 条（準拠法）、第 22 条（合意管轄）及び本条の各規定は有効に存続します。

令和 8 年 9 月 4 日　制定